

産業保健クエスチョン

シリーズ3冊セット
プレゼント!

このコーナーでは『産業保健21』66号の特集や関連テーマより毎号クイズを出題していきます。正解者には抽選でp21にご紹介いたしました書籍『How to 産業保健 2 必携! 産業保健スタッフが知っておきたい労働基準法』を含むHow to 産業保健シリーズ3冊セットを10名様にプレゼントいたします。解答は次号第67号(1月号)に掲載させていただきます。



Q1: 「職場復帰支援の手引」について、次のうち、正しいものはどれか。

- ① 円滑な職場復帰を行うためには、休業開始時から病気休業期間中は管理監督者及び事業場内産業保健スタッフは関与すべきではなく、職場復帰の段階からサポートするのがよい。
- ② 復職可否の判断の際、産業医などは、労働者に知らせずに「職場復帰支援に関する情報提供依頼書」等を活用して主治医から意見を収集するのがよい。
- ③ 職場復帰の就業上の配慮などについては、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」等を利用して、労働者を通して主治医に的確に伝わるようにすることが重要である。

Q2: 試し出勤制度について、次のうち誤っているものはどれか。

- ① 試し出勤制度を導入する場合は、あらかじめ事

業場において人事労務管理上のルールを定めておくことよい。

- ② たとえ、試し出勤制度が社内制度として定められていても、一律に強制すべきではない。
- ③ 試し出勤は、本人の希望と療養上の支障とはならないという産業医の判断を受けてから実施する。

Q3: フォローアップとして誤っているのはどれか。

- ① 疾患の再燃・再発、新しい問題の発生に早期対応するためにも、産業保健スタッフと管理監督者は連携を図る。
- ② 職場復帰支援をスムーズに進めるためには、休業していた労働者の同僚や管理監督者に過度な負担をしいてもいたしかたない。
- ③ 職場復帰後の勤務状況及び業務遂行能力の評価は、労働者のみでなく、管理監督者の意見も合わせて客観的に行う。

《応募先》sanpo21@mg.rofuku.go.jp

《応募期間》平成23年10月1日～10月31日

《解答》平成24年1月第67号にて掲示します。

なお、ホームページにて11月に解答・解説を掲示します。

《注意事項》

※当選通知はEメールにておこないますので「メールアドレス」は必ずご記入ください。

*賞品の発送のために住所・氏名・電話番号を記入願います。

*ご意見・ご感想もあわせてご記入ください。

《個人情報保護方針》

・ご提供いただいたお名前・ご住所などの個人情報は、「賞品の発送」のために利用させていただきます。

・上記の利用目的の範囲内で、個人情報および配送業者を含む委託先会社に、開示・提供することがありますが、個人情報保護法を遵守させ、適法かつ適正に管理させていただきますので、予めご理解とご了承をいただけますようお願いいたします。

・回答者は、ご本人の個人情報について、個人情報保護法に基づいて開示、訂正、削除をご請求いただけます。その際は下記窓口までご連絡ください。

独立行政法人労働者健康福祉機構情報公開・個人情報窓口

電話：044-556-9825（受付時間9：00～17：00）

／土・日・祝日を除く

ホームページ：http://www.rofuku.go.jp

・個人情報の取り扱い全般に関する当機構の考え方をご覧になりたい方は、労働者健康福祉機構の個人情報保護のページをご覧ください。
・賞品発送のために使用した個人情報は、当機構の定める方法に基づき全て消去いたします。

※ 65号の解答：Q1 ①、Q2 ①、Q3 ③ 正解者：京都府 森本クニ子さん／大阪府 佐野敦さん／北海道 柴田陸郎さん

編集委員（五十音順・敬称略）

●委員長 高田 勲 北里大学名誉教授
今村 聡 (社)日本医師会常任理事
石渡弘一 神奈川産業保健推進センター所長
小川康恭 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事
加藤隆康 株式会社グッドライフデザイン代表取締役社長

上家和人 独立行政法人労働者健康福祉機構産業保健担当理事
河野啓子 学校法人晩学園四日市看護医療大学学長
椎葉茂樹 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
浜口伝博 ファームアンドブレイン社代表／産業医
東 敏昭 株式会社デンソー北九州製作所 産業医